

京都市消防局訓令乙第 8 号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

別表第2庶務課長の項第16号中「, 保存及び廃棄」を「及び保存」に改め, 同項中第19号を第20号とし, 第18号を第19号とし, 第17号の次に次の1号を加える。

(18) ホームページの作成に関すること。

別表第2市民安全課長の項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号を第2号とし, 同表教養課長の項中第2号を第3号とし, 第1号を第2号とし, 同号の前に次の1号を加える。

(1) 少年消防クラブ及び幼年消防クラブに関すること。

附 則

この訓令は, 平成20年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)